

定例監査の結果（令和5年3月2日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立広島病院	令和4年12月1日	令和4年11月9日、10日	実地
2	広島水道事務所	令和4年11月22日	令和4年11月2日	実地
3	水質管理センター	令和4年11月22日	令和4年11月2日	実地

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・ 職員数 常勤職員及び再任用職員 1,240人
非常勤職員 265人
(令和4年4月1日現在)
- ・ 診療科 21科
(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)
- ・ 病床数 700床 (一般病床650床, 精神病床50床。令和4年4月1日現在)
- ・ 患者数等の状況 (令和3年度)

入院			外来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率※	延患者数	1日平均患者数
168,290人	461人	78.1%	249,808人	1,032人

※新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床数の変更を反映して計算している。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 現金出納簿の記載について

DMA T隊の活動に係る常時の資金前渡について、出張に際してあらかじめ職員に現金を交付し、帰着後に残金を精算する場合の現金出納簿の記載に当たって、現金交付時に交付日・内容・金額を記載すべきところ、帰着後の精算のみ記載し、現金交付時に記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県病院事業財務規程第12条及び第33条第2項
----	--------------------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「施工体制台帳」、「施工体系図」及び「履行報告」の作成等を受注者に求めておらず、建設業法等に基づく事務手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	宇品御幸公舎5Fエアコン更新工事(令和4年度) 宇品御幸公舎4Fエアコン更新工事(令和4年度) 中央棟2階手術室1HEPAフィルター取替工事(令和3年度) 中央棟2階手術室クリーンサプライホールHEPAフィルター取替工事(令和3年度) 中央棟2階手術室手洗コーナー、清潔廊下HEPAフィルター取替工事(令和3年度)
-----	---

	年度) 東 8 女子便所洋式化工事（令和 3 年度） 東 5 便所洋式化工事（令和 3 年度） 中央棟 1 階待合ホール便所洋式化工事（令和 3 年度）
根 拠	建設業法第 24 条の 8 第 1 項，第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項，第 2 項 建設工事執行規則第 21 条

【改善を求める事項】

ア 固定資産の実地調査について

固定資産の実地調査について，前回の監査において改善を求めており，これを受け，調査対象を分類し計画的に実地調査を始めたところである。貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるため，計画に沿った実地調査を着実に行うとともに，今後も実地調査を継続して実施し，固定資産の正確性の確保に努める必要がある。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 75 条 固定資産異動及び固定資産実地照合事務取扱要綱第 4 条
-----	--

イ 工事請負契約に係る事務処理について

令和 3 年度及び令和 4 年度において，エアコン更新や，空調設備のフィルター取替，便所の洋式化等の複数の工事請負契約を執行しているが，同一建物内における同種工事ではほぼ同じ仕様の工事であり，工期も重複又は近接する工事であるにもかかわらず，随意契約による契約方式が可能となる予定価格に分割して発注されており，選定する業者も固定化されている傾向にある。

医療業務や患者への直接影響を回避する等の特殊事情により分割せざるを得ないものを除き，可能な限り同種工事は統合して発注し，競争入札を実施するなど，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

契約名	宇品御幸公舎 5 F エアコン更新工事（令和 4 年度） 宇品御幸公舎 4 F エアコン更新工事（令和 4 年度） 中央棟 2 階手術室 1 HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 中央棟 2 階手術室クリーンサプライホール HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 中央棟 2 階手術室手洗コーナー，清潔廊下 HEPA フィルター取替工事（令和 3 年度） 東 8 女子便所洋式化工事（令和 3 年度） 東 5 便所洋式化工事（令和 3 年度） 中央棟 1 階待合ホール便所洋式化工事（令和 3 年度）
-----	--

【検討要請事項】

備品購入に係る要綱の見直しについて

緊急に整備を必要とする備品については，県立広島病院備品購入要綱（以下「要綱」という。）において，購入予定価格が概ね 200 万円未満のものについては事務処理の方法が定められているが，これを超えるものについては要綱に定めがなく，また，その事務処理は，要綱で定める

200 万円未満のものと同様の手続を行っているものがある一方で、同様の手続によらない事例も見受けられた。

このため、緊急に整備を必要とする備品の購入方法について疑義が生じないように、実情に応じた事務処理の方法を整理するなど、要綱の見直しを検討していただきたい。

2 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 安芸灘地域、広島都市圏の沿岸島しょ地域及び賀茂・竹原地域の6市3町への水道水の供給
広島湾東部沿岸地域及び広島中央テクノポリス地域への工業用水の供給
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 5課, 1事業所
(総務課, 維持管理課, 建設課, 瀬野川浄水課, 戸坂取水課, 沼田川事業所)
- ・ 職員数 62人 (令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主要事業実績 (令和3年度)

ア 広島水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和49年4月
水 源	土師ダム, 高瀬堰, 温井ダム
計 画 給 水 量	214,600 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	219,500 m ³ /日
一日最大給水量 (実績)	122,920 m ³ /日
一日平均給水量 (実績)	114,383 m ³ /日
給 水 対 象	広島市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 江田島市, 今治市 海田町, 大崎上島町, 熊野町

イ 太田川東部工業用水道事業

給 水 開 始	昭和40年4月
水 源	太田川表流水
計 画 給 水 量	230,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	230,000 m ³ /日
一日最大給水量 (実績)	180,379 m ³ /日
一日平均給水量 (実績)	154,411 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡 (海田町, 府中町)

ウ 太田川東部工業用水道第2期事業

給 水 開 始	昭和54年7月
水 源	土師ダム (江の川分水)
計 画 給 水 量	93,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	58,250 m ³ /日
一日最大給水量 (実績)	36,004 m ³ /日
一日平均給水量 (実績)	28,913 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡 (海田町, 府中町), 東広島市

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、緊急対応が必要なポンプ所内配管の漏水復旧に伴う応急工事を応急稟議により施工業者に依頼し、復旧作業に着手していたが、合理的な理由なく契約の締結に時間を要していた。

緊急を要し、応急稟議により復旧工事等を業者に依頼した場合は、その後速やかに契約を行う必要がある。

契 約 名	黒州ポンプ所漏水復旧工事（その3）（令和3年度）
-------	--------------------------

3 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・ 主な業務 水道用水及び工業用水の水質に関する試験検査及び水質管理についての指導並びに水質課題の検討
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 2 課（総務課，水質管理課）
- ・ 職員数 4 人（令和 4 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計で兼務職員を除く。）
- ・ 主要事業実績（令和 4 年度）

ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）

区 分	内 容
定期水質検査	
水道用水	着水井 2 箇所，沈でん池 2 箇所，ろ過池 2 箇所，浄水池 1 箇所，末端分水点 4 箇所
工業用水	沈でん池 3 箇所
臨時水質検査	水道施設を新設，増設又は改造した場合の試験・検査 平成 29 年度に 1 件実施した以降，実績なし

イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査

ウ 水質課題の検討

かび臭の問題，緩速ろ過池の適正な運用管理，水処理工程で管理可能な項目に係る問題，水道施設の老朽化及び水質異常に伴う問題，送水量の減少に伴う問題

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。